

【1章】

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況
1-20	(新設)	<p>・平成29年（2017年）3月に金融事業者が顧客の最善の利益を追求し、良質な金融商品・サービスを提供するための指針として、金融庁が顧客本位の業務運営に関する原則を策定。</p> <p>・令和5年（2023年）11月に金融商品取引法等の一部が改正され、顧客等の最善の利益の勘案義務が法定化された（最善利益義務）。</p>
1-22	<p>近年は、他の保険商品の伸展等に伴い、相対的なウエイトは低下してきているものの、個人や企業の経済活動にとって重要な保険種目であることに変わりはない。</p>	<p>近年の自然災害の激甚化や建物老朽化等を考慮した保険料の引き上げが継続的に行われてきたことから、相対的なウエイトは増加傾向にある。</p>
1-22	<p>近年では、自動車事故に付随して発生する費用を担保したり、事故・故障時のレッカー移動や電話相談といった、各種付帯サービスを充実化させる傾向となっている。</p>	<p>また、自動車保険には、自動車事故に付随して発生する費用（弁護士費用・レンタカー費用等）の補償や、事故・故障時のレッカー移動や電話相談といった各種付帯サービスの提供も含まれている。</p>

【2章】

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況
2-4	Georgia Insurance Code, Section <u>56~507</u>	Georgia Insurance Code, Section <u>33-9-4</u>
2-30	<p>2.2.3 わが国の料率規制</p> <p>(3) 料団法による規制（参考純率制度・基準料率制度）</p> <p>c. 参考純率制度</p> <p>② 参考純率対象種目</p>	<p>参考純率算出の対象種目を拡大し、保険料率の算出に係るコストを低減することにより、中長期的に中小規模の損害保険会社の商品開発や新規参入を促進していくことが適切であり、これにより、保険市場全体の効率化や保険会社の商品開発能力の向上等にも資することが期待されることから、令和7年（2025年）8月29日付で損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部が改正され、「賠償責任保険」「事業活動損害保険」「労働者災害補償責任保険」「動産総合保険」「ペット保険」が参考純率算出の対象種目に追加されている。</p>

【3章】

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況
3-5	<p>料率区分は、考えようによってはいくらかでも細分化は可能であろうが、あまり細分化してしまうと個々の料率区分は、信頼性を確保できるだけの十分なデータ量が得られず、最も高い料率区分は、いわゆる“禁止料率”になってしまう危険性をはらんでいる。</p>	<p>ここでの「禁止料率」とは、料率が高くなりすぎることで、保険に加入できる人が極めて限定的になる可能性がある、すなわち実質的に加入禁止ともいえる水準の料率のことを指す。</p>
3-6	<p>(3) メリット料率 メリット料率にはスケジュール料率算定法、経験料率算定法、遡及料率算定法の3種類があるが、①ロスコントロールを促進すること、②個々のもつ危険度をより正確に反映して保険料を定めること、という二つの主な目的をもっている。 たとえば、火災保険工場物件の特定割引制度は、その割引率を当該事業所の防災管理状況および過去の損害率に基づき算定していることから、スケジュール料率算定法と経験料率算定法の二つの機能を併せ持つ制度といえる。</p>	<p>現在は、参考純率における火災保険の「特定割引制度」は廃止されている。</p>
3-21	<p><u>諸外国の損害保険を見てみると、現実にそれだけの利潤が生じているかどうかは別にして、料率算定上は予定利潤率として営業保険料に対しておおむね3～5%が見込まれている。わが国においても保険の種類によっても多少の差異があるものの、おおむね同程度の予定利潤率が見込まれている。</u></p>	<p><u>また、保険の種類によっても、そのリスク特性等に応じて予定利潤率に差異が設けられることもある。</u></p>
3-42	<p>近年では集中豪雨の頻度が増加するなど、激甚な自然災害が多発していることを背景に自然災害のリスク評価手法、水災料率の細分化の検討が進められている。</p>	<p>2023年6月届出の参考純率改定において、水災料率が地域（市区町村単位）のリスクに応じて、1等地～5等地の5区分に細分化された。</p>

該当頁	記載内容（現行）				2026年2月28日時点の状況			
3-45	住宅物件 (専用住宅)	一般物件 (店舗、事務所など)	工場物件 (工場など)	倉庫物件 (営業倉庫など)	住宅物件 (専用住宅)	一般物件 (店舗、事務所など)	工場物件 (工場など)	倉庫物件 (営業倉庫など)
	基本純保険料率 (県・構造別) + 築年数に応じた割引 (建物のみ) + 補償危険の拡張に伴う加算 (住宅総合保険) + 保険金の支払方法の変更による修正 (価額協定)	基本純保険料率 (県・構造別) + 建物用途による割増 (職業割増、作業割増) + その他の割増引 (動産割増、消火設備割引など) + 大規模物件に対する割引 (防災管理状況、損害実績、保険金額規模) + 補償危険の拡張に伴う加算 (店舗総合保険) + 保険金の支払方法の変更による修正 (実損払、免責金額、 特殊包括 など)	基本純保険料率 (工場種別・構造別) + 所在地による割増 (風ひょう雪災危険調整の為の地区割増) + その他の割増引 (動産割増、消火設備割引など) + 大規模物件に対する割引 (防災管理状況、損害実績、保険金額規模) + 補償危険の拡張に伴う加算 (住宅総合保険) + 保険金の支払方法の変更による修正 (実損払、免責金額、 特殊包括 など)	基本純保険料率 (保管貨物、倉庫建物別・構造別・保管貨物の火災爆破危険度別) + 割増引 (消火設備割引など) + 大規模物件に対する割引 (防災管理状況、損害実績、付保状況) + 補償危険の拡張に伴う加算 (住宅総合保険) + 保険金の支払方法の変更による修正 (実損払、 特殊包括)	基本純保険料率 (県・構造別) + 築年数に応じた割引 (建物のみ) + 補償危険の拡張に伴う加算 (住宅総合保険) + 保険金の支払方法の変更による修正 (価額協定)	基本純保険料率 (県・構造別) + 建物用途による割増 (職業割増、作業割増) + その他の割増引 (動産割増、消火設備割引など) + 物件規模に応じた割増引 + 補償危険の拡張に伴う加算 (店舗総合保険) + 保険金の支払方法の変更による修正 (実損払、免責金額など)	基本純保険料率 (工場種別・構造別) + 所在地による割増 (風ひょう雪災危険調整の為の地区割増) + その他の割増引 (動産割増、消火設備割引など) + 物件規模に応じた割増引 + 補償危険の拡張に伴う加算 (住宅総合保険) + 保険金の支払方法の変更による修正 (実損払、免責金額など)	基本純保険料率 (保管貨物、倉庫建物別・構造別・保管貨物の火災爆破危険度別) + 割増引 (消火設備割引など) + 大規模物件に対する割引 (防災管理状況、損害実績、付保状況) + 補償危険の拡張に伴う加算 (住宅総合保険) + 保険金の支払方法の変更による修正 (実損払)
3-46	また、雑危険、水災の主な危険要素は、建物構造である。				また、雑危険、水災の主な危険要素は、建物構造である。 <u>住宅物件の水災についてはこれに加えて所在地がある。</u>			
3-46	このように危険要素は各担保危険および物件ごとに影響度合いも含めて異なり、また住宅物件以外については防災管理状況や損害実績等に基づくメリット料率が大規模物件に導入されていることなどから、四物件の料率体系は異なっている。				先述のとおり、参考純率における火災保険の「特定割引制度」は廃止されている。			

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況
3-50	さらに、記名被保険者が個人の場合、26歳以上補償については、その年齢別に30歳未満、30歳以上40歳未満、40歳以上50歳未満、50歳以上60歳未満、 <u>60歳以上70歳未満、70歳以上の6区分</u> に細分化されている。	さらに、記名被保険者が個人の場合、26歳以上補償については、その年齢別に30歳未満、30歳以上40歳未満、40歳以上50歳未満、50歳以上60歳未満、 <u>60歳以上65歳未満、65歳以上70歳未満、70歳以上75歳未満、75歳以上の8区分</u> に細分化されている。
3-50	火災保険では、保険金額1,000円につき保険料率が <u>定められているが</u> 、	火災保険では、保険金額1,000円につき保険料率が <u>定められているのが一般的だが</u> 、
3-50	（脚注10）さらに、それぞれの担保種目ごとに型式ごとの損害率に基づいて、自家用普通乗用車および自家用小型乗用車においては17クラス、自家用軽四輪乗用車においては <u>3クラス</u> に区分されている。	（脚注10）さらに、それぞれの担保種目ごとに型式ごとの損害率に基づいて、自家用普通乗用車および自家用小型乗用車においては17クラス、自家用軽四輪乗用車においては <u>7クラス</u> に区分されている。
3-52	② <u>運転者家族限定割引</u> 不特定の運転者が運転する自動車と本人および配偶者のみが運転する自動車では、使用状況・自動車の管理状態に差異があり危険度が異なるため、運転者を本人および配偶者に限定した場合に割引を適用する。なお、この割引はファミリーユースに対するものであるのでノンフリート契約の自家用乗用3車種に限られている。	② <u>運転者本人・配偶者限定割引</u> 不特定の運転者が運転する自動車と本人および配偶者のみが運転する自動車では、使用状況・自動車の管理状態に差異があり危険度が異なるため、運転者を本人および配偶者に限定した場合に割引を適用する。なお、この割引はファミリーユースに対するものであるのでノンフリート契約の自家用乗用3車種に限られている。
3-59	介護費用保険については寝たきりを担保する場合、 <u>痴呆</u> を担保する場合、それら両方を担保する場合によって危険の内容が異なる。	介護費用保険については寝たきりを担保する場合、 <u>認知症</u> を担保する場合、それら両方を担保する場合によって危険の内容が異なる。

【4章】

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況
4-6	ト. <u>再保険</u> 報告書（premium bordereaux）	ト. <u>再保険料</u> 報告書（premium bordereaux）

【5章】

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況																																				
5-18	<p>③リース資産 ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。借手は、リース取引開始日に、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により、リース物件とこれに係る債務をリース資産およびリース債務として計上する。</p>	<p>リースに関する会計基準が改正され、勘定科目が「使用权資産」に改められるとともに、オペレーティング・リース取引についても資産計上される等の改正が行われた。適用は2027年4月1日以降開始する事業年度の期首からとなるが、2025年4月1日以降開始する事業年度の期首から早期適用が可能。</p>																																				
5-57	<p>(価格変動準備金の計算)</p> <p>第66条 保険会社は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ次の表の上欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価額に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を当該価格変動準備金として積み立てなければならない。この場合において、法第115条第1項の価格変動準備金の限度額は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ同表の上欄に掲げる資産に区分してそれぞれの資産の帳簿価額に同表の積立限度の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。</p> <table border="1" data-bbox="371 1026 1155 1326"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>積立基準</th> <th>積立限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第65条第1号に掲げる資産</td> <td>千分の1.5</td> <td>千分の100</td> </tr> <tr> <td>第65条第2号に掲げる資産</td> <td>千分の1.5</td> <td>千分の75</td> </tr> <tr> <td>第65条第3号に掲げる資産</td> <td>千分の0.2</td> <td>千分の10</td> </tr> <tr> <td>第65条第4号に掲げる資産</td> <td>千分の1</td> <td>千分の50</td> </tr> <tr> <td>第65条第5号に掲げる資産</td> <td>千分の3</td> <td>千分の125</td> </tr> </tbody> </table>	対象資産	積立基準	積立限度	第65条第1号に掲げる資産	千分の1.5	千分の100	第65条第2号に掲げる資産	千分の1.5	千分の75	第65条第3号に掲げる資産	千分の0.2	千分の10	第65条第4号に掲げる資産	千分の1	千分の50	第65条第5号に掲げる資産	千分の3	千分の125	<p>保険業法施行規則第66条は、次の通り改正されている（2026年3月31日施行）。</p> <p>(価格変動準備金の計算)</p> <p>第66条 保険会社は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ次の表の上欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価額に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を当該価格変動準備金として積み立てなければならない。この場合において、法第115条第1項の価格変動準備金の限度額は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ同表の上欄に掲げる資産に区分してそれぞれの資産の帳簿価額に同表の積立限度の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1245 1011 2141 1311"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>積立基準</th> <th>積立限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第65条第1号に掲げる資産</td> <td>千分の1.5</td> <td>千分の100</td> </tr> <tr> <td>第65条第2号に掲げる資産</td> <td>千分の1.5</td> <td>千分の<u>100</u></td> </tr> <tr> <td>第65条第3号に掲げる資産</td> <td>千分の0.2</td> <td>千分の10</td> </tr> <tr> <td>第65条第4号に掲げる資産</td> <td>千分の<u>0.8</u></td> <td>千分の50</td> </tr> <tr> <td>第65条第5号に掲げる資産</td> <td>千分の<u>1.5</u></td> <td>千分の<u>100</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる資産のうち、外国通貨をもって保険金等の額を表示する保険契約に係る保険金等の支払等</u></p>	対象資産	積立基準	積立限度	第65条第1号に掲げる資産	千分の1.5	千分の100	第65条第2号に掲げる資産	千分の1.5	千分の <u>100</u>	第65条第3号に掲げる資産	千分の0.2	千分の10	第65条第4号に掲げる資産	千分の <u>0.8</u>	千分の50	第65条第5号に掲げる資産	千分の <u>1.5</u>	千分の <u>100</u>
対象資産	積立基準	積立限度																																				
第65条第1号に掲げる資産	千分の1.5	千分の100																																				
第65条第2号に掲げる資産	千分の1.5	千分の75																																				
第65条第3号に掲げる資産	千分の0.2	千分の10																																				
第65条第4号に掲げる資産	千分の1	千分の50																																				
第65条第5号に掲げる資産	千分の3	千分の125																																				
対象資産	積立基準	積立限度																																				
第65条第1号に掲げる資産	千分の1.5	千分の100																																				
第65条第2号に掲げる資産	千分の1.5	千分の <u>100</u>																																				
第65条第3号に掲げる資産	千分の0.2	千分の10																																				
第65条第4号に掲げる資産	千分の <u>0.8</u>	千分の50																																				
第65条第5号に掲げる資産	千分の <u>1.5</u>	千分の <u>100</u>																																				

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況									
		<p><u>に備えて適正に管理されているものについては、それぞれ同表の上欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価額に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を当該価格変動準備金として積み立てることができる。この場合において、当該価格変動準備金の限度額の計算に当たっては、同表の積立限度の欄に掲げる率を用いるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1245 416 2141 616"> <thead> <tr> <th data-bbox="1245 416 1686 464">対象資産</th> <th data-bbox="1686 416 1899 464">積立基準</th> <th data-bbox="1899 416 2141 464">積立限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1245 464 1686 563">第 65 条第2号に掲げる資産 (外貨建てのものに限る。)</td> <td data-bbox="1686 464 1899 563">千分の 0.8</td> <td data-bbox="1899 464 2141 563">千分の 50</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 563 1686 616">第 65 条第4号に掲げる資産</td> <td data-bbox="1686 563 1899 616">千分の 0.3</td> <td data-bbox="1899 563 2141 616">千分の 20</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3 前項の規定により価格変動準備金の計算を行う場合、計算において用いる当該資産について、外国通貨をもって表示する帳簿価額の合計額は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</u></p> <p><u>一 生命保険会社（略）</u></p> <p><u>二 損害保険会社 外国通貨をもって保険金等の額を表示する保険契約に係る外国通貨をもって表示する第七十条第一項第一号に掲げる普通責任準備金及び同項第三号に掲げる払戻積立金の合計額</u></p>	対象資産	積立基準	積立限度	第 65 条第2号に掲げる資産 (外貨建てのものに限る。)	千分の 0.8	千分の 50	第 65 条第4号に掲げる資産	千分の 0.3	千分の 20
対象資産	積立基準	積立限度									
第 65 条第2号に掲げる資産 (外貨建てのものに限る。)	千分の 0.8	千分の 50									
第 65 条第4号に掲げる資産	千分の 0.3	千分の 20									
5-59	<p>監督指針(保険会社向けの総合的な監督指針)</p> <p>Ⅱ-2-1-4 経理処理</p>	<p>監督指針Ⅱ-2-1-4 経理処理に、次の条文が新たに追加されている(2026年3月31日施行)。</p> <p>(6) 価格変動準備金の積立</p> <p>規則第 66 条第2項に基づき、外貨建て保険の責任準備金の範囲で、規則第 65 条第2号及び同条第4号に掲げる資産の価格変動準備金を計算する場合、規則第 66 条第2項の趣旨を踏まえ、外貨建て保険の商品区分に対応する資産区分をもとに対象資産の範囲を決定するなど、適切な区分経理に基づき積立を行うものとなっていること。この場合において、その対</p>									

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況
		<p>象資産に対応する保険契約に係る危険準備金Ⅱの積立にあたっては、外貨建て保険のリスク係数を適用していること。また、これらに関する方針やプロセス等が文書化され、特段の事情がない限り一貫した方針等が継続的に適用されていること。</p>
5-59	<p>監督指針（保険会社向けの総合的な監督指針）</p> <p>Ⅱ-2-1-4 経理処理</p> <p>(6) 価格変動準備金の取崩し (中略)</p> <p>① イ. 価格変動準備金の前期末残高から上記ア. の額を控除した額が、規則第66条後段において規定する限度額を超えるときの当該超える額 (中略)</p> <p>③ イ. 損害保険会社においては、地震保険については、その責任準備金等に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該責任準備金等に対応する資産に係る積立相当額（この場合において、当該責任準備金等に対応する資産に係る株式売買等損失額及び株式売買等利益額は、上記①の取崩額の計算から除くものとし、また、当該責任準備金等に対応する資産は、規則第66条後段において規定する限度額の計算から除くものとする。）</p>	<p>監督指針（保険会社向けの総合的な監督指針）</p> <p>Ⅱ-2-1-4 経理処理</p> <p>(7) 価格変動準備金の取崩し (中略)</p> <p>① イ. 価格変動準備金の前期末残高から上記ア. の額を控除した額が、規則第66条第1項後段において規定する限度額を超えるときの当該超える額 (中略)</p> <p>③ イ. 損害保険会社においては、地震保険については、その責任準備金等に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該責任準備金等に対応する資産に係る積立相当額（この場合において、当該責任準備金等に対応する資産に係る株式売買等損失額及び株式売買等利益額は、上記①の取崩額の計算から除くものとし、また、当該責任準備金等に対応する資産は、規則第66条第1項後段において規定する限度額の計算から除くものとする。）</p>
5-73～ 5-83	<p>5.6.5 連結貸借対照表の様式</p> <p>5.6.7 連結包括利益計算書の様式</p> <p>5.6.9 連結株主資本等変動計算書の様式</p>	<p>保険グループがIFRS等を任意適用した場合に、保険業法における開示等各種規制についてもIFRS等で対応できるよう、所要の改正が行われ、左記の連結財務諸表について見直しが行われている。 紙面の都合上、最新版の掲載は割愛する。</p>

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況
5-85	<p>(2) 四半期報告書の概要</p> <p>四半期財務諸表の構成は、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書および一定の注記事項、四半期連結財務諸表の構成は、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書および一定の注記事項となっており、企業集団の経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を開示することとなっている。</p> <p>四半期報告書は、原則として連結ベースでの開示のみが求められているが、保険会社については、単体かつ半期ベースでソルベンシー・マージン比率による規制を受けるため、第2四半期報告書については単体ベースの財務諸表の記載も義務づけられている。また、四半期報告制度は適時性・迅速性が重視され、各四半期終了後45日以内（保険会社等の第2四半期報告書については、単体の財務諸表の記載を求めることから、第2四半期終了後60日以内）に提出しなければならない。一方、信頼性を確保するために、公認会計士または監査法人による四半期レビューが義務づけられている。</p>	<p>2024年4月1日以降開始する四半期から、金融商品取引法上の四半期報告書制度が廃止され、四半期開示制度は証券取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」されるとともに、第2四半期については、四半期報告書に代えて半期報告書の提出が求められることとなった。</p>
5-87～ 5-100	<p>保険業法施行規則 （業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）</p> <p>第59条の2 法第111条第1項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。（略）</p> <p>第59条の3 法第111条第2項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。（略）</p>	<p>施行規則第59条の2、第59条の3が、次の点で改正されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IFRS等を任意適用した場合に、保険業法における開示等各種規制についてもIFRS等で対応できるよう対応。 ・経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に伴う対応（2026年3月31日施行）。 <p>等 （紙面の都合上、最新版の掲載は割愛する）</p>

【6章】

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況
6-21	保険会社向けの総合的な監督指針 II-2-1-4 経理処理 (5) 収益等の計上 損害保険会社の収益等の計上については、下記のとおり取り扱うこと。 <u>④</u> 求償権及び残存物の経理	保険会社向けの総合的な監督指針 II-2-1-4 経理処理 (5) 収益等の計上 <u>①</u> 損害保険会社の収益等の計上については、下記のとおり取り扱うこと。 <u>エ</u> 求償権及び残存物の経理

【7章】

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況
7-14	<p>標準責任準備金は、保険会社の健全性を高め支払能力を確保する視点から、金融庁長官が責任準備金の積立方法および計算の基礎となるべき係数の水準を定めることができるとした制度で、損害保険会社においては平成13年7月1日から導入されている。</p> <p>具体的な内容は平成8年大蔵省告示第48号に規定されており、次の金額の大きい方を標準責任準備金とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積立方式は平準純保険料式、日本アクチュアリー会が作成し金融庁長官が検証した予定死亡率、国債金利等に基づき算出した予定利率で計算したもの。 ・契約者価額（算方書に記載している「返戻金の額その他の被保険者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額」） 	<p>その後、平成8年大蔵省告示第48号が改正（2026年4月1日施行）され、マーケット・バリュー・アジャストメント*を有する保険契約を基礎とする区分が、一定の要件を満たす場合には、解約返戻金の額に基づき計算した契約者価額を保険料積立金としないことができることとされた（2026年4月1日以降締結する保険契約に限る）。</p> <p>*解約返戻金の額の計算に際して、運用対象資産の契約時と解約時の金利差によって生ずる時価変動額に基づく調整を加える仕組み。</p>
7-37	<p>⑬ 火災グループの繰入率引上げと分割</p> <p>2022年度税制改正により従来の火災グループが3分割され、繰入率は3年間に限り次のとおり（ただし、無税積立残高が正味収入保険料の30%を超える場合の積立率は2%）。</p> <p>ア. 火災グループ（火災、風水害）：10%</p> <p>イ. 貨物・運送グループ（貨物、運送、建設工事、動産総合）：6%</p> <p>ウ. 賠償責任：2%</p>	<p>2025年度税制改正により、次の点で改正されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災グループおよび貨物・運送グループの繰入率は、3年間延長された（ただし、火災、風水害、貨物、運送、建設工事、動産総合、賠償責任に係る無税積立残高がこれらの保険の正味収入保険料の30%を超える場合の積立率は2%）。 ・取崩の基準となる異常災害損失の損害率が、50%から55%に改正された。 ・取崩額を計算する単位に関して、改正前の3区分（火災グループ、貨物・運送グループ、賠償責任）を、異常災害による損失の発生状況が類似する

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況																										
		ものとして一つに区分して計算することとなった。																										
7-38	* 2024年度までの特例積立率	特例積立率は、2025年度税制改正により、2027年度まで3年間延長されている。																										
7-38	洗替保証率の推移	洗替保証率は、2025年度税制改正により、火災G、貨物運送G、賠償が統合されている。																										
7-41	<p>表3-2 異常危険準備金に関する諸規定対比表</p> <table border="1" data-bbox="208 563 1144 1482"> <thead> <tr> <th></th> <th>責任準備金算出方法書</th> <th>租税特別措置法</th> <th>大蔵省告示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">繰 入 率</td> <td>船舶・航空： 正味保険料の3%以上</td> <td>船舶G： 正味保険料の3%以下</td> <td rowspan="2">①責任準備金算出方法書の最低基準額または税法限度額のいずれか多額な方を積み立てる。 ②残高率が一定率を下回る場合は所定額の150%を限度として、届出することなく積み立ててよい。 ③火災保険については、大規模自然災害リスクに伴う異常危険準備金の取崩額の期待値に相当する金額を下回らない額が最低限度額。</td> </tr> <tr> <td>火災：〃 3.8%以上 風水害：〃 2%以上 貨物・運送G：〃 2%以上 賠償責任：〃 2%以上 その他：〃 3.2%以上 原子力：〃 50%以上</td> <td>火災G：〃 10(2)%以下 貨物・運送G：〃 6(2)%以下 自動車G：規定なし 介護：規定なし 「保証」：規定なし 原子力：正味保険料の50%以下</td> </tr> <tr> <td>取 崩</td> <td>船舶・航空： 正味損害率の80%超</td> <td>船舶G： 正味損害率の80%超 <u>火災G：〃 50%超</u> <u>貨物・運送G：〃 50%超</u> <u>賠償責任：〃 50%超</u></td> <td>取崩はグループの正味損害率が次の値を超えた金額。 船舶G:80%、 <u>火災G：50%、</u> <u>貨物・運送G：50%、</u></td> </tr> </tbody> </table>		責任準備金算出方法書	租税特別措置法	大蔵省告示	繰 入 率	船舶・航空： 正味保険料の3%以上	船舶G： 正味保険料の3%以下	①責任準備金算出方法書の最低基準額または税法限度額のいずれか多額な方を積み立てる。 ②残高率が一定率を下回る場合は所定額の150%を限度として、届出することなく積み立ててよい。 ③火災保険については、大規模自然災害リスクに伴う異常危険準備金の取崩額の期待値に相当する金額を下回らない額が最低限度額。	火災：〃 3.8%以上 風水害：〃 2%以上 貨物・運送G：〃 2%以上 賠償責任：〃 2%以上 その他：〃 3.2%以上 原子力：〃 50%以上	火災G：〃 10(2)%以下 貨物・運送G：〃 6(2)%以下 自動車G：規定なし 介護：規定なし 「保証」：規定なし 原子力：正味保険料の50%以下	取 崩	船舶・航空： 正味損害率の80%超	船舶G： 正味損害率の80%超 <u>火災G：〃 50%超</u> <u>貨物・運送G：〃 50%超</u> <u>賠償責任：〃 50%超</u>	取崩はグループの正味損害率が次の値を超えた金額。 船舶G:80%、 <u>火災G：50%、</u> <u>貨物・運送G：50%、</u>	<p>令和7年度現在、表3-2は次のように表される。ただし、責任準備金算出方法書の内容は、必ずしも各社同一とは限らない点に留意。</p> <p>表3-2 異常危険準備金に関する諸規定対比表</p> <table border="1" data-bbox="1176 563 2112 1482"> <thead> <tr> <th></th> <th>責任準備金算出方法書</th> <th>租税特別措置法</th> <th>大蔵省告示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰 入 率</td> <td>(変更なし)</td> <td>(変更なし)</td> <td>(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>取 崩</td> <td>船舶・航空： 正味損害率の80%超 <u>火災・風水害・貨物・運送・建設工事・動産総合・賠償責任：〃</u></td> <td>船舶G： 正味損害率の80%超 <u>火災・貨物・運送・賠償責任G：〃 55%超</u></td> <td>取崩はグループの正味損害率が次の値を超えた金額。 船舶G:80%、 <u>火災・貨物・運送・賠償責任G：55%、</u></td> </tr> </tbody> </table>		責任準備金算出方法書	租税特別措置法	大蔵省告示	繰 入 率	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	取 崩	船舶・航空： 正味損害率の80%超 <u>火災・風水害・貨物・運送・建設工事・動産総合・賠償責任：〃</u>	船舶G： 正味損害率の80%超 <u>火災・貨物・運送・賠償責任G：〃 55%超</u>	取崩はグループの正味損害率が次の値を超えた金額。 船舶G:80%、 <u>火災・貨物・運送・賠償責任G：55%、</u>
	責任準備金算出方法書	租税特別措置法	大蔵省告示																									
繰 入 率	船舶・航空： 正味保険料の3%以上	船舶G： 正味保険料の3%以下	①責任準備金算出方法書の最低基準額または税法限度額のいずれか多額な方を積み立てる。 ②残高率が一定率を下回る場合は所定額の150%を限度として、届出することなく積み立ててよい。 ③火災保険については、大規模自然災害リスクに伴う異常危険準備金の取崩額の期待値に相当する金額を下回らない額が最低限度額。																									
	火災：〃 3.8%以上 風水害：〃 2%以上 貨物・運送G：〃 2%以上 賠償責任：〃 2%以上 その他：〃 3.2%以上 原子力：〃 50%以上	火災G：〃 10(2)%以下 貨物・運送G：〃 6(2)%以下 自動車G：規定なし 介護：規定なし 「保証」：規定なし 原子力：正味保険料の50%以下																										
取 崩	船舶・航空： 正味損害率の80%超	船舶G： 正味損害率の80%超 <u>火災G：〃 50%超</u> <u>貨物・運送G：〃 50%超</u> <u>賠償責任：〃 50%超</u>	取崩はグループの正味損害率が次の値を超えた金額。 船舶G:80%、 <u>火災G：50%、</u> <u>貨物・運送G：50%、</u>																									
	責任準備金算出方法書	租税特別措置法	大蔵省告示																									
繰 入 率	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)																									
取 崩	船舶・航空： 正味損害率の80%超 <u>火災・風水害・貨物・運送・建設工事・動産総合・賠償責任：〃</u>	船舶G： 正味損害率の80%超 <u>火災・貨物・運送・賠償責任G：〃 55%超</u>	取崩はグループの正味損害率が次の値を超えた金額。 船舶G:80%、 <u>火災・貨物・運送・賠償責任G：55%、</u>																									

該当頁	記載内容（現行）			2026年2月28日時点の状況		
	その他：〃 50%超 原子力：正味保険金相当額 保険種類別に取崩計算を行う	自動車G、介護、「保証」：規定なし 原子力：正味保険金相当額	<u>賠償責任：50%</u> 、 自動車G：50%、 介護：50%、 「保証」：50%	<u>55%超</u> その他：〃 50%超 原子力：正味保険金相当額 保険種類別に取崩計算を行う	自動車G、介護、「保証」：規定なし 原子力：正味保険金相当額	自動車G：50%、 介護：50%、 「保証」：50%
累積限度	船舶・航空：正味保険料の250% その他：〃 160% 原子力：限度なし 保険種類別に判定する	<u>火災G</u> ：正味保険料の30% <u>貨物・運送G</u> ：〃 30% <u>賠償責任</u> ：〃 30% その他：規定なし ただし、積立10年以内のものは限度なし	責任準備金算出方法書の規定による。 ただし火災保険については、再現期間70年に対応する災害が発生した場合の推定正味支払保険金を下回らない額とする。	（変更なし）	<u>火災・貨物・運送・賠償責任G</u> ：正味保険料の30% その他：規定なし ただし、積立10年以内のものは限度なし	（変更なし）
	（注） ・ 船舶グループ(G)とは、船舶・航空をいう。 ・ 火災グループとは、火災・風水害をいう。 ・ 貨物・運送グループとは、貨物・運送・建設工事・動産総合をいう。 ・ 表中の「保証」は、保証証券業務に係る保証をいう。 ・ 自動車グループには、自動車のほか上記種目と介護費用以外の新種を含む。 ・ 租税特別措置法の繰入率は、特例として2024年度まで火災グループで10%、貨物・運送グループで6%が適用されている。ただし、無税積立残高が正味収入保険料の30%を超える場合の積立率は2%となる。			（注） ・ 船舶グループ(G)とは、船舶・航空をいう。 ・ 火災グループとは、火災・風水害をいう。 ・ 貨物・運送グループとは、貨物・運送・建設工事・動産総合をいう。 ・ <u>火災・貨物・運送・賠償責任グループとは、火災・風水害・貨物・運送・建設工事・動産総合・賠償責任をいう。</u> ・ 表中の「保証」は、保証証券業務に係る保証をいう。 ・ 自動車グループには、自動車のほか上記種目と介護費用以外の新種を含む。 ・ 租税特別措置法の繰入率は、特例として2027年度まで火災グループで10%、貨物・運送グループで6%が適用されている。ただし、 <u>火災・貨物・運送・賠償責任グループに係る無税積立残高がこのグループの</u> 正味収入保険料の30%を超える場合の積立率は2%となる。		

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況																																																																																																
7-43	<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険種類群</th> <th>保険種類</th> <th>残高率</th> <th>異常災害損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>火災</u></td> <td>火災保険、風水害保険</td> <td>35%</td> <td>損害率が <u>50%</u> を超える損害</td> </tr> <tr> <td><u>貨物・運送</u></td> <td>貨物保険、運送保険、建設工事保険、動産総合保険</td> <td>35%</td> <td>損害率が <u>50%</u> を超える損害</td> </tr> <tr> <td><u>賠償責任</u></td> <td>賠償責任保険</td> <td>35%</td> <td>損害率が <u>50%</u> を超える損害</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保険種類群	保険種類	残高率	異常災害損失	[略]				<u>火災</u>	火災保険、風水害保険	35%	損害率が <u>50%</u> を超える損害	<u>貨物・運送</u>	貨物保険、運送保険、建設工事保険、動産総合保険	35%	損害率が <u>50%</u> を超える損害	<u>賠償責任</u>	賠償責任保険	35%	損害率が <u>50%</u> を超える損害	[略]				<p>次の改正が行われている。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険種類群</th> <th>保険種類</th> <th>残高率</th> <th>異常災害損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>火災</u> <u>貨物・運送</u> <u>賠償責任</u></td> <td>火災保険、風水害保険 貨物保険、運送保険、建設工事保険、動産総合保険 賠償責任保険</td> <td>35%</td> <td>損害率が <u>55%</u> を超える損害</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保険種類群	保険種類	残高率	異常災害損失	[略]				<u>火災</u> <u>貨物・運送</u> <u>賠償責任</u>	火災保険、風水害保険 貨物保険、運送保険、建設工事保険、動産総合保険 賠償責任保険	35%	損害率が <u>55%</u> を超える損害	[略]																																																											
保険種類群	保険種類	残高率	異常災害損失																																																																																															
[略]																																																																																																		
<u>火災</u>	火災保険、風水害保険	35%	損害率が <u>50%</u> を超える損害																																																																																															
<u>貨物・運送</u>	貨物保険、運送保険、建設工事保険、動産総合保険	35%	損害率が <u>50%</u> を超える損害																																																																																															
<u>賠償責任</u>	賠償責任保険	35%	損害率が <u>50%</u> を超える損害																																																																																															
[略]																																																																																																		
保険種類群	保険種類	残高率	異常災害損失																																																																																															
[略]																																																																																																		
<u>火災</u> <u>貨物・運送</u> <u>賠償責任</u>	火災保険、風水害保険 貨物保険、運送保険、建設工事保険、動産総合保険 賠償責任保険	35%	損害率が <u>55%</u> を超える損害																																																																																															
[略]																																																																																																		
7-47	<p>例 7-1</p> <p>① 会計上の取崩額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険種類</th> <th></th> <th><u>動総</u></th> <th>貨物</th> <th><u>運送</u></th> <th>グループ計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険料</td> <td>A</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>保険金</td> <td>B</td> <td>80</td> <td>50</td> <td>220</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>算方書の異常災害損失</td> <td>C</td> <td><u>30</u></td> <td>0</td> <td><u>70</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>告示の異常災害損失</td> <td>D</td> <td colspan="3" style="border-top: 1px solid black;"></td> <td><u>50</u></td> </tr> <tr> <td>異常危険準備金残高</td> <td>E</td> <td>35</td> <td>150</td> <td>65</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>うち無税残高</td> <td>F</td> <td>(<u>15</u>)</td> <td>(70)</td> <td>(<u>15</u>)</td> <td>(<u>100</u>)</td> </tr> <tr> <td>うち有税残高</td> <td>G</td> <td>(<u>20</u>)</td> <td>(80)</td> <td>(<u>50</u>)</td> <td>(<u>150</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	保険種類		<u>動総</u>	貨物	<u>運送</u>	グループ計	保険料	A	100	200	300	600	保険金	B	80	50	220	350	算方書の異常災害損失	C	<u>30</u>	0	<u>70</u>		告示の異常災害損失	D				<u>50</u>	異常危険準備金残高	E	35	150	65	250	うち無税残高	F	(<u>15</u>)	(70)	(<u>15</u>)	(<u>100</u>)	うち有税残高	G	(<u>20</u>)	(80)	(<u>50</u>)	(<u>150</u>)	<p>法令等の改正を受け、種目・金額を含めて修正した計算例を掲載する。</p> <p>例 7-1</p> <p>① 会計上の取崩額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険種類</th> <th></th> <th><u>火災</u></th> <th>貨物</th> <th><u>賠償</u></th> <th>グループ計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険料</td> <td>A</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>保険金</td> <td>B</td> <td>80</td> <td>50</td> <td>220</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>算方書の異常災害損失</td> <td>C</td> <td><u>25</u></td> <td>0</td> <td><u>55</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>告示の異常災害損失</td> <td>D</td> <td colspan="3" style="border-top: 1px solid black;"></td> <td><u>20</u></td> </tr> <tr> <td>異常危険準備金残高</td> <td>E</td> <td>35</td> <td>150</td> <td>65</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>うち無税残高</td> <td>F</td> <td>(<u>5</u>)</td> <td>(70)</td> <td>(<u>10</u>)</td> <td>(<u>85</u>)</td> </tr> <tr> <td>うち有税残高</td> <td>G</td> <td>(<u>30</u>)</td> <td>(80)</td> <td>(<u>55</u>)</td> <td>(<u>165</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	保険種類		<u>火災</u>	貨物	<u>賠償</u>	グループ計	保険料	A	100	200	300	600	保険金	B	80	50	220	350	算方書の異常災害損失	C	<u>25</u>	0	<u>55</u>		告示の異常災害損失	D				<u>20</u>	異常危険準備金残高	E	35	150	65	250	うち無税残高	F	(<u>5</u>)	(70)	(<u>10</u>)	(<u>85</u>)	うち有税残高	G	(<u>30</u>)	(80)	(<u>55</u>)	(<u>165</u>)
保険種類		<u>動総</u>	貨物	<u>運送</u>	グループ計																																																																																													
保険料	A	100	200	300	600																																																																																													
保険金	B	80	50	220	350																																																																																													
算方書の異常災害損失	C	<u>30</u>	0	<u>70</u>																																																																																														
告示の異常災害損失	D				<u>50</u>																																																																																													
異常危険準備金残高	E	35	150	65	250																																																																																													
うち無税残高	F	(<u>15</u>)	(70)	(<u>15</u>)	(<u>100</u>)																																																																																													
うち有税残高	G	(<u>20</u>)	(80)	(<u>50</u>)	(<u>150</u>)																																																																																													
保険種類		<u>火災</u>	貨物	<u>賠償</u>	グループ計																																																																																													
保険料	A	100	200	300	600																																																																																													
保険金	B	80	50	220	350																																																																																													
算方書の異常災害損失	C	<u>25</u>	0	<u>55</u>																																																																																														
告示の異常災害損失	D				<u>20</u>																																																																																													
異常危険準備金残高	E	35	150	65	250																																																																																													
うち無税残高	F	(<u>5</u>)	(70)	(<u>10</u>)	(<u>85</u>)																																																																																													
うち有税残高	G	(<u>30</u>)	(80)	(<u>55</u>)	(<u>165</u>)																																																																																													

該当頁	記載内容（現行）					2026年2月28日時点の状況						
	うち無税残高	F	(25)	(100)	(30)	(155)	うち無税残高	F	(25)	(100)	(30)	(155)
	うち有税残高	G	(10)	(70)	(15)	(95)	うち有税残高	G	(10)	(70)	(15)	(95)
	算方書取崩許容額	H	<u>30</u>	0	45	<u>75</u>	算方書取崩許容額	H	<u>25</u>	0	45	<u>70</u>
	グループ計の取崩額	I				<u>75</u>	グループ計の取崩額	I				<u>70</u>
	種目別取崩額	J	<u>30</u>	0	45	<u>75</u>	種目別取崩額	J	<u>25</u>	0	45	<u>70</u>
②	税務上の取崩額					②	税務上の取崩額					
	保険種類		<u>動総</u>	貨物	<u>運送</u>	グループ計	保険種類		<u>火災</u>	貨物	<u>賠償</u>	グループ計
	税務上の異常災害損失	K				<u>120</u>	税務上の異常災害損失	K				<u>90</u>
	税務上の要取崩額	L				<u>120</u>	税務上の要取崩額	L				<u>90</u>
	うち会計上の取崩相当分	M				<u>75</u>	うち会計上の取崩相当分	M				<u>70</u>
	上記Mの保険種類別按分額	N	<u>30</u>	0	45	<u>75</u>	上記Mの保険種類別按分額	N	<u>25</u>	0	45	<u>70</u>
	振替(有税→無税)	O	<u>5</u>	0	15	<u>20</u>	振替(有税→無税)	O	<u>0</u>	0	15	<u>15</u>
	振替(無税→有税)	P	0	<u>20</u>	0	<u>20</u>	振替(無税→有税)	P	0	<u>15</u>	0	<u>15</u>
	取崩未済による振替	Q		<u>45</u>		<u>45</u>	取崩未済による振替	Q		<u>20</u>		<u>20</u>
	取崩後異常危険残高	R	<u>5</u>	170	0	<u>175</u>	取崩後異常危険残高	R	<u>10</u>	170	0	<u>180</u>
	うち無税残高	S	(0)	(<u>35</u>)	(0)	(<u>35</u>)	うち無税残高	S	(0)	(<u>65</u>)	(0)	(<u>65</u>)
	うち有税残高	T	(<u>5</u>)	(<u>135</u>)	(0)	(<u>140</u>)	うち有税残高	T	(<u>10</u>)	(<u>105</u>)	(0)	(<u>115</u>)
	C=Max(B-A× <u>50%</u> ,0)(保険種類ごと)					C=Max(B-A× <u>55%</u> ,0)(保険種類ごと)						
	D=Max(B-A× <u>50%</u> ,0)(グループ合計)					D=Max(B-A× <u>55%</u> ,0)(グループ合計)						
	H=Min(C,E)					H=Min(C,E)						
	I=Min(D,H)					I=Min(D,H)						
	J=I×Hの構成比					J=I×Hの構成比						
	K=Max(B-A× <u>50%</u> ,0)					K=Max(B-A× <u>55%</u> ,0)						
	L=Min(F,K)					L=Min(F,K)						
	M=Min(I,L)					M=Min(I,L)						

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況																																																																						
	$N=M \times H$ の構成比 $O=\text{Max}(N-F,0)$ $Q=L-M$ $R=E-J$ $S=F-N+O-P-Q$ $T=R-S(=G-O+P+Q)$	$N=M \times H$ の構成比 $O=\text{Max}(N-F,0)$ $Q=L-M$ $R=E-J$ $S=F-N+O-P-Q$ $T=R-S(=G-O+P+Q)$																																																																						
7-49～	<p>(1) 異常危険準備金の計算例 具体例をもとに、異常危険準備金の計算手順を示す。ただし、自然災害リスクに対応した繰入・積立上限額の計算は行っていない。また、動総、貨物、運送の責任準備金算出方法書の繰入率は 2% とする。</p> <p>種目別成績および残高（例）</p> <table border="1" data-bbox="219 794 1126 1161"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>動総</th> <th>貨物</th> <th>運送</th> <th>グループ計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 険 料</td> <td>50,000</td> <td>6,000</td> <td>20,000</td> <td>76,000</td> </tr> <tr> <td>保 険 金</td> <td>22,700</td> <td>3,500</td> <td>17,000</td> <td>43,200</td> </tr> <tr> <td>無 税 残 高</td> <td>24,000</td> <td>1,400</td> <td>5,000</td> <td>30,400</td> </tr> <tr> <td>（内 10 年以前残高）</td> <td>6,200</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6,200</td> </tr> <tr> <td>有 税 残 高</td> <td>5,000</td> <td>1,100</td> <td>1,000</td> <td>7,100</td> </tr> <tr> <td>残 高 合 計</td> <td>29,000</td> <td>2,500</td> <td>6,000</td> <td>37,500</td> </tr> </tbody> </table>	保 険 種 類	動総	貨物	運送	グループ計	保 険 料	50,000	6,000	20,000	76,000	保 険 金	22,700	3,500	17,000	43,200	無 税 残 高	24,000	1,400	5,000	30,400	（内 10 年以前残高）	6,200	—	—	6,200	有 税 残 高	5,000	1,100	1,000	7,100	残 高 合 計	29,000	2,500	6,000	37,500	<p>(1) 異常危険準備金の計算例 具体例をもとに、異常危険準備金の計算手順を示す。ただし、自然災害リスクに対応した繰入・積立上限額の計算は行っていない。また、火災、貨物、賠償の責任準備金算出方法書の繰入率は、それぞれ 3.8%、2%、2% とする。</p> <p>種目別成績および残高（例）</p> <table border="1" data-bbox="1187 794 2094 1161"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火災</th> <th>貨物</th> <th>賠償</th> <th>グループ計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 険 料</td> <td>50,000</td> <td>6,000</td> <td>20,000</td> <td>76,000</td> </tr> <tr> <td>保 険 金</td> <td>22,700</td> <td>3,500</td> <td>17,000</td> <td>43,200</td> </tr> <tr> <td>無 税 残 高</td> <td>14,000</td> <td>1,400</td> <td>4,000</td> <td>19,400</td> </tr> <tr> <td>（内 10 年以前残高）</td> <td>2,200</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>有 税 残 高</td> <td>5,000</td> <td>1,100</td> <td>1,000</td> <td>7,100</td> </tr> <tr> <td>残 高 合 計</td> <td>19,000</td> <td>2,500</td> <td>5,000</td> <td>26,500</td> </tr> </tbody> </table>	保 険 種 類	火災	貨物	賠償	グループ計	保 険 料	50,000	6,000	20,000	76,000	保 険 金	22,700	3,500	17,000	43,200	無 税 残 高	14,000	1,400	4,000	19,400	（内 10 年以前残高）	2,200	—	—	2,200	有 税 残 高	5,000	1,100	1,000	7,100	残 高 合 計	19,000	2,500	5,000	26,500
保 険 種 類	動総	貨物	運送	グループ計																																																																				
保 険 料	50,000	6,000	20,000	76,000																																																																				
保 険 金	22,700	3,500	17,000	43,200																																																																				
無 税 残 高	24,000	1,400	5,000	30,400																																																																				
（内 10 年以前残高）	6,200	—	—	6,200																																																																				
有 税 残 高	5,000	1,100	1,000	7,100																																																																				
残 高 合 計	29,000	2,500	6,000	37,500																																																																				
保 険 種 類	火災	貨物	賠償	グループ計																																																																				
保 険 料	50,000	6,000	20,000	76,000																																																																				
保 険 金	22,700	3,500	17,000	43,200																																																																				
無 税 残 高	14,000	1,400	4,000	19,400																																																																				
（内 10 年以前残高）	2,200	—	—	2,200																																																																				
有 税 残 高	5,000	1,100	1,000	7,100																																																																				
残 高 合 計	19,000	2,500	5,000	26,500																																																																				
7-49～	<p>① 取崩額 グループ合計の異常損害額は損害率 50% を超過する部分であるから、</p> $43,200 - 76,000 \times 50\% = 5,200$ <p>責任準備金算出方法書取崩許容額は、種目別に異常損害額と合計残高のい</p>	<p>① 取崩額 火災・貨物・運送・賠償責任 グループ合計の異常損害額は損害率 55% を超過する部分であるから、</p> $43,200 - 76,000 \times 55\% = 1,400$ <p>責任準備金算出方法書取崩許容額は、種目別に異常損害額と合計残高のいず</p>																																																																						

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況																																								
	<p>ずれか小さい方であるから、</p> <table border="1" data-bbox="241 213 1122 304"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>動 総</th> <th>貨 物</th> <th>運 送</th> <th>グ ル ー プ 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>算 方 書 取 崩 許 容 額</td> <td>—</td> <td><u>500</u></td> <td><u>6,000</u></td> <td><u>6,500</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>この構成比で、グループ合計の異常損害額を配分して、</p> <table border="1" data-bbox="241 568 1122 659"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>動 総</th> <th>貨 物</th> <th>運 送</th> <th>グ ル ー プ 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取 崩 額</td> <td>—</td> <td><u>400</u></td> <td><u>4,800</u></td> <td><u>5,200</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>また、税務上の取崩額も同額となる。</p>	保 険 種 類	動 総	貨 物	運 送	グ ル ー プ 計	算 方 書 取 崩 許 容 額	—	<u>500</u>	<u>6,000</u>	<u>6,500</u>	保 険 種 類	動 総	貨 物	運 送	グ ル ー プ 計	取 崩 額	—	<u>400</u>	<u>4,800</u>	<u>5,200</u>	<p>れか小さい方であるから、</p> <table border="1" data-bbox="1205 213 2085 304"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火 災</th> <th>貨 物</th> <th>賠 責</th> <th>グ ル ー プ 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>算 方 書 取 崩 許 容 額</td> <td>—</td> <td><u>200</u></td> <td><u>5,000</u></td> <td><u>5,200</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>この構成比で、グループ合計の異常損害額を配分して、</p> <table border="1" data-bbox="1205 568 2085 659"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火 災</th> <th>貨 物</th> <th>賠 責</th> <th>グ ル ー プ 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取 崩 額</td> <td>—</td> <td><u>54</u></td> <td><u>1,346</u></td> <td><u>1,400</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>また、税務上の取崩額も同額となる。</p>	保 険 種 類	火 災	貨 物	賠 責	グ ル ー プ 計	算 方 書 取 崩 許 容 額	—	<u>200</u>	<u>5,000</u>	<u>5,200</u>	保 険 種 類	火 災	貨 物	賠 責	グ ル ー プ 計	取 崩 額	—	<u>54</u>	<u>1,346</u>	<u>1,400</u>
保 険 種 類	動 総	貨 物	運 送	グ ル ー プ 計																																						
算 方 書 取 崩 許 容 額	—	<u>500</u>	<u>6,000</u>	<u>6,500</u>																																						
保 険 種 類	動 総	貨 物	運 送	グ ル ー プ 計																																						
取 崩 額	—	<u>400</u>	<u>4,800</u>	<u>5,200</u>																																						
保 険 種 類	火 災	貨 物	賠 責	グ ル ー プ 計																																						
算 方 書 取 崩 許 容 額	—	<u>200</u>	<u>5,000</u>	<u>5,200</u>																																						
保 険 種 類	火 災	貨 物	賠 責	グ ル ー プ 計																																						
取 崩 額	—	<u>54</u>	<u>1,346</u>	<u>1,400</u>																																						
7-49～	<p>② 繰入額 <u>貨物・運送</u>グループの無税残高は $30,400 - 5,200 = 25,200$ となる。一方、保険料に30%を乗じた金額は $76,000 \times 30\% = 22,800$ となり、無税残高が保険料の30%を<u>超えている</u>ので、無税繰入は<u>6%ではなく2%</u>となり、これが税務上の繰入額となる。</p> <table border="1" data-bbox="241 1177 1122 1268"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>動 総</th> <th>貨 物</th> <th>運 送</th> <th>グ ル ー プ 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰 入 額</td> <td><u>1,000</u></td> <td><u>120</u></td> <td>400</td> <td><u>1,520</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>また、責任準備金算出方法書の繰入額も同額となる。</p>	保 険 種 類	動 総	貨 物	運 送	グ ル ー プ 計	繰 入 額	<u>1,000</u>	<u>120</u>	400	<u>1,520</u>	<p>② 繰入額 <u>火災・貨物・運送・賠償責任</u>グループの無税残高は $19,400 - 1,400 = 18,000$ となる。一方、保険料に30%を乗じた金額は $76,000 \times 30\% = 22,800$ となり、無税残高が保険料の30%を<u>超えていない</u>ので、無税繰入は<u>火災10%、貨物6%、賠償2%</u>となり、これが税務上の繰入額となる。</p> <table border="1" data-bbox="1205 1177 2085 1268"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火 災</th> <th>貨 物</th> <th>賠 責</th> <th>グ ル ー プ 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰 入 額</td> <td><u>5,000</u></td> <td><u>360</u></td> <td>400</td> <td><u>5,760</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>また、責任準備金算出方法書の繰入額も同額となる。</p>	保 険 種 類	火 災	貨 物	賠 責	グ ル ー プ 計	繰 入 額	<u>5,000</u>	<u>360</u>	400	<u>5,760</u>																				
保 険 種 類	動 総	貨 物	運 送	グ ル ー プ 計																																						
繰 入 額	<u>1,000</u>	<u>120</u>	400	<u>1,520</u>																																						
保 険 種 類	火 災	貨 物	賠 責	グ ル ー プ 計																																						
繰 入 額	<u>5,000</u>	<u>360</u>	400	<u>5,760</u>																																						
7-49～	<p>③ 10年洗替 <u>貨物・運送</u>グループの洗替保証率は30%より洗替保証額は、</p>	<p>③ 10年洗替 <u>火災・貨物・運送・賠償責任</u>グループの洗替保証率は30%より洗替保証額は、</p>																																								

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況																				
	<p>76,000×30%=22,800 一方、繰入・取崩後のグループ計の無税残高は、</p> $30,400 + 1,520 - 5,200 = 26,720$ <p>であるので超過額が生じ、10年以前残高と比較していずれか小さい額について10年洗替を行う。</p> <p>10年以前残高は取崩額 <u>5,200</u> を考慮すると、</p> $6,200 - 5,200 = 1,000$ <p>よって10年洗替対象額は、</p> $\min((26,720 - 22,800), 1,000) = 1,000$ <p>10年以前残高のある<u>動総</u>で、10年洗替振替額が <u>1,000</u> となる。</p> <table border="1" data-bbox="241 687 1122 826"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th><u>動総</u></th> <th>貨 物</th> <th><u>運送</u></th> <th>グ ルー プ 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年洗替振替額 (無税→有税)</td> <td><u>1,000</u></td> <td>-</td> <td>-</td> <td><u>1,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	保 険 種 類	<u>動総</u>	貨 物	<u>運送</u>	グ ルー プ 計	10年洗替振替額 (無税→有税)	<u>1,000</u>	-	-	<u>1,000</u>	<p>76,000×30%=22,800 一方、繰入・取崩後のグループ計の無税残高は、</p> $19,400 + 5,760 - 1,400 = 23,760$ <p>であるので超過額が生じ、10年以前残高と比較していずれか小さい額について10年洗替を行う。</p> <p>10年以前残高は取崩額 <u>1,400</u> を考慮すると、</p> $2,200 - 1,400 = 800$ <p>よって10年洗替対象額は、</p> $\min((23,760 - 22,800), 800) = 800$ <p>10年以前残高のある<u>火災</u>で、10年洗替振替額が <u>800</u> となる。</p> <table border="1" data-bbox="1209 687 2112 826"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th><u>火災</u></th> <th>貨 物</th> <th><u>賠償</u></th> <th>グ ルー プ 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年洗替振替額 (無税→有税)</td> <td><u>800</u></td> <td>-</td> <td>-</td> <td><u>800</u></td> </tr> </tbody> </table>	保 険 種 類	<u>火災</u>	貨 物	<u>賠償</u>	グ ルー プ 計	10年洗替振替額 (無税→有税)	<u>800</u>	-	-	<u>800</u>
保 険 種 類	<u>動総</u>	貨 物	<u>運送</u>	グ ルー プ 計																		
10年洗替振替額 (無税→有税)	<u>1,000</u>	-	-	<u>1,000</u>																		
保 険 種 類	<u>火災</u>	貨 物	<u>賠償</u>	グ ルー プ 計																		
10年洗替振替額 (無税→有税)	<u>800</u>	-	-	<u>800</u>																		
7-49～	<p>④ 割増繰入の判定 以上の結果、異常危険準備金残高は、</p> $\text{無税 } 30,400 - 5,200 + 1,520 - 1,000 = 25,720$ $\text{有税 } 7,100 + 1,000 = 8,100$ <p>となる。この結果、告示に定める残高率は、実効税率35%の場合</p> $25,720 + 8,100 \times (1 - 35\%) = 30,985$ $30,985 \div 76,000 = 40.8\%$ <p>であり、割増繰入の届出要件である残高率35%を超えていることから、割増繰入は行わないこととする。</p>	<p>④ 割増繰入の判定 以上の結果、異常危険準備金残高は、</p> $\text{無税 } 19,400 - 1,400 + 5,760 - 800 = 22,960$ $\text{有税 } 7,100 + 800 = 7,900$ <p>となる。この結果、告示に定める残高率は、実効税率35%の場合</p> $22,960 + 7,900 \times (1 - 35\%) = 28,095$ $28,095 \div 76,000 = 37.0\%$ <p>であり、割増繰入の届出要件である残高率35%を超えていることから、割増繰入は行わないこととする。</p>																				

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況																																																																																																														
7-49～	以上を整理すると次のとおりとなる。	以上を整理すると次のとおりとなる。																																																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>動 総</th> <th>貨 物</th> <th>運 送</th> <th>グ ル ー プ 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期 首 無 税 残 高</td> <td><u>24,000</u></td> <td>1,400</td> <td><u>5,000</u></td> <td><u>30,400</u></td> </tr> <tr> <td>期 首 有 税 残 高</td> <td>5,000</td> <td>1,100</td> <td>1,000</td> <td>7,100</td> </tr> <tr> <td>期 首 残 高 合 計</td> <td><u>29,000</u></td> <td>2,500</td> <td><u>6,000</u></td> <td><u>37,500</u></td> </tr> <tr> <td>取 崩 額（無 税）</td> <td>—</td> <td><u>400</u></td> <td><u>4,800</u></td> <td><u>5,200</u></td> </tr> <tr> <td>繰 入 額（無 税）</td> <td><u>1,000</u></td> <td><u>120</u></td> <td>400</td> <td><u>1,520</u></td> </tr> <tr> <td>繰 入 額（有 税）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>10年洗替振替 （無税→有税）</td> <td><u>1,000</u></td> <td>—</td> <td>—</td> <td><u>1,000</u></td> </tr> <tr> <td>期 末 無 税 残 高</td> <td><u>24,000</u></td> <td><u>1,120</u></td> <td><u>600</u></td> <td><u>25,720</u></td> </tr> <tr> <td>期 末 有 税 残 高</td> <td><u>6,000</u></td> <td>1,100</td> <td>1,000</td> <td><u>8,100</u></td> </tr> <tr> <td>期 末 残 高 合 計</td> <td><u>30,000</u></td> <td><u>2,220</u></td> <td><u>1,600</u></td> <td><u>33,820</u></td> </tr> </tbody> </table>	保 険 種 類	動 総	貨 物	運 送	グ ル ー プ 計	期 首 無 税 残 高	<u>24,000</u>	1,400	<u>5,000</u>	<u>30,400</u>	期 首 有 税 残 高	5,000	1,100	1,000	7,100	期 首 残 高 合 計	<u>29,000</u>	2,500	<u>6,000</u>	<u>37,500</u>	取 崩 額（無 税）	—	<u>400</u>	<u>4,800</u>	<u>5,200</u>	繰 入 額（無 税）	<u>1,000</u>	<u>120</u>	400	<u>1,520</u>	繰 入 額（有 税）	—	—	—	—	10年洗替振替 （無税→有税）	<u>1,000</u>	—	—	<u>1,000</u>	期 末 無 税 残 高	<u>24,000</u>	<u>1,120</u>	<u>600</u>	<u>25,720</u>	期 末 有 税 残 高	<u>6,000</u>	1,100	1,000	<u>8,100</u>	期 末 残 高 合 計	<u>30,000</u>	<u>2,220</u>	<u>1,600</u>	<u>33,820</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火 災</th> <th>貨 物</th> <th>賠 責</th> <th>グ ル ー プ 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期 首 無 税 残 高</td> <td><u>14,000</u></td> <td>1,400</td> <td><u>4,000</u></td> <td><u>19,400</u></td> </tr> <tr> <td>期 首 有 税 残 高</td> <td>5,000</td> <td>1,100</td> <td>1,000</td> <td>7,100</td> </tr> <tr> <td>期 首 残 高 合 計</td> <td><u>19,000</u></td> <td>2,500</td> <td><u>5,000</u></td> <td><u>26,500</u></td> </tr> <tr> <td>取 崩 額（無 税）</td> <td>—</td> <td><u>54</u></td> <td><u>1,346</u></td> <td><u>1,400</u></td> </tr> <tr> <td>繰 入 額（無 税）</td> <td><u>5,000</u></td> <td><u>360</u></td> <td>400</td> <td><u>5,760</u></td> </tr> <tr> <td>繰 入 額（有 税）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>10年洗替振替 （無税→有税）</td> <td><u>800</u></td> <td>—</td> <td>—</td> <td><u>800</u></td> </tr> <tr> <td>期 末 無 税 残 高</td> <td><u>18,200</u></td> <td><u>1,706</u></td> <td><u>3,054</u></td> <td><u>22,960</u></td> </tr> <tr> <td>期 末 有 税 残 高</td> <td><u>5,800</u></td> <td>1,100</td> <td>1,000</td> <td><u>7,900</u></td> </tr> <tr> <td>期 末 残 高 合 計</td> <td><u>24,000</u></td> <td><u>2,806</u></td> <td><u>4,054</u></td> <td><u>30,860</u></td> </tr> </tbody> </table>	保 険 種 類	火 災	貨 物	賠 責	グ ル ー プ 計	期 首 無 税 残 高	<u>14,000</u>	1,400	<u>4,000</u>	<u>19,400</u>	期 首 有 税 残 高	5,000	1,100	1,000	7,100	期 首 残 高 合 計	<u>19,000</u>	2,500	<u>5,000</u>	<u>26,500</u>	取 崩 額（無 税）	—	<u>54</u>	<u>1,346</u>	<u>1,400</u>	繰 入 額（無 税）	<u>5,000</u>	<u>360</u>	400	<u>5,760</u>	繰 入 額（有 税）	—	—	—	—	10年洗替振替 （無税→有税）	<u>800</u>	—	—	<u>800</u>	期 末 無 税 残 高	<u>18,200</u>	<u>1,706</u>	<u>3,054</u>	<u>22,960</u>	期 末 有 税 残 高	<u>5,800</u>	1,100	1,000	<u>7,900</u>	期 末 残 高 合 計	<u>24,000</u>	<u>2,806</u>	<u>4,054</u>	<u>30,860</u>
	保 険 種 類	動 総	貨 物	運 送	グ ル ー プ 計																																																																																																											
	期 首 無 税 残 高	<u>24,000</u>	1,400	<u>5,000</u>	<u>30,400</u>																																																																																																											
	期 首 有 税 残 高	5,000	1,100	1,000	7,100																																																																																																											
	期 首 残 高 合 計	<u>29,000</u>	2,500	<u>6,000</u>	<u>37,500</u>																																																																																																											
	取 崩 額（無 税）	—	<u>400</u>	<u>4,800</u>	<u>5,200</u>																																																																																																											
	繰 入 額（無 税）	<u>1,000</u>	<u>120</u>	400	<u>1,520</u>																																																																																																											
	繰 入 額（有 税）	—	—	—	—																																																																																																											
	10年洗替振替 （無税→有税）	<u>1,000</u>	—	—	<u>1,000</u>																																																																																																											
期 末 無 税 残 高	<u>24,000</u>	<u>1,120</u>	<u>600</u>	<u>25,720</u>																																																																																																												
期 末 有 税 残 高	<u>6,000</u>	1,100	1,000	<u>8,100</u>																																																																																																												
期 末 残 高 合 計	<u>30,000</u>	<u>2,220</u>	<u>1,600</u>	<u>33,820</u>																																																																																																												
保 険 種 類	火 災	貨 物	賠 責	グ ル ー プ 計																																																																																																												
期 首 無 税 残 高	<u>14,000</u>	1,400	<u>4,000</u>	<u>19,400</u>																																																																																																												
期 首 有 税 残 高	5,000	1,100	1,000	7,100																																																																																																												
期 首 残 高 合 計	<u>19,000</u>	2,500	<u>5,000</u>	<u>26,500</u>																																																																																																												
取 崩 額（無 税）	—	<u>54</u>	<u>1,346</u>	<u>1,400</u>																																																																																																												
繰 入 額（無 税）	<u>5,000</u>	<u>360</u>	400	<u>5,760</u>																																																																																																												
繰 入 額（有 税）	—	—	—	—																																																																																																												
10年洗替振替 （無税→有税）	<u>800</u>	—	—	<u>800</u>																																																																																																												
期 末 無 税 残 高	<u>18,200</u>	<u>1,706</u>	<u>3,054</u>	<u>22,960</u>																																																																																																												
期 末 有 税 残 高	<u>5,800</u>	1,100	1,000	<u>7,900</u>																																																																																																												
期 末 残 高 合 計	<u>24,000</u>	<u>2,806</u>	<u>4,054</u>	<u>30,860</u>																																																																																																												
7-55～ 7-69	7.5 危険準備金	経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に伴う対応として、従来のソルベンシー・マージン基準の根拠法令等（保険業法施行規則第87条等）を参照する形から改正され、予定利率リスクを計算する際のリスク係数の見直しが行われている（2026年3月31日施行）。																																																																																																														

【8章】

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況
8-5	(2) 営業関連投資と純投資	顧客本位の業務運営の徹底及び健全な競争環境の実現といった観点から、監督指針 II-4-12 政策保有株式の縮減 が新設された。 その中で政策保有株式については、 「損害保険業界においては、企業向け保険契約の入札等において、い

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況
		<p>わゆる政策保有株式等の実績が少なからずシェアに影響を及ぼしており、適正な競争を阻害していた。」</p> <p>とされ、政策保有株式を早期に縮減していくことが求められている。</p>
8-7	<p>(4) 資産運用収益の管理</p> <p>ここでは、資産運用の収益管理における視点の一例を挙げる。</p>	<p>本項の内容は、日本会計基準（J-GAAP）に基づくものであり、国際会計基準（IFRS）に基づくものではない。</p>
8-11	<p>保険業法施行規則 第47条 (中略)</p> <p>十 金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引（前号に掲げるものに該当するもの及び暗号資産（同条第24項第3号の2に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（同法第185条の22第1項第1号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第52条の2の2第3号、<u>第52条の16第1項第4号</u><u>三</u>及び第56条第2項第1号において同じ。）に係る取引を除く。）</p>	<p>保険業法施行規則 第47条 (中略)</p> <p>十 金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引（前号に掲げるものに該当するもの及び暗号<u>等</u>資産（同条第24項第3号の2に規定する暗号<u>等</u>資産をいう。以下同じ。）又は暗号<u>等</u>資産関連金融指標（同法第185条の22第1項第1号に規定する暗号<u>等</u>資産関連金融指標をいう。第52条の2の2第3号及び第56条第2項第1号において同じ。）に係る取引を除く。）</p>
8-15	<p>保険業法 第98条 (中略)</p> <p>八 金利、通貨の価格、商品の価格、<u>算定割当量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条<u>第7項</u>（定義）に規定する<u>算定割当量</u>その他これに類似するものをいう。次条第2項第4号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（資産の運用のために行うもの並びに第4号及び第6号に掲げる業</p>	<p>保険業法 第98条 (中略)</p> <p>八 金利、通貨の価格、商品の価格、<u>国際協力排出削減量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条<u>第8項</u>（定義）に規定する<u>国際協力排出削減量</u>その他これに類似するものをいう。次条第2項第4号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であって内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（資産の運用のために行うもの並びに第4号及び</p>

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況
	務に該当するものを除く。）	第6号に掲げる業務に該当するものを除く。）
8-17	<p>保険業法 第99条第2項 （中略）</p> <p>四 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（前条第1項の規定により行う業務を除く。）であって、内閣府令で定めるもの</p>	<p>保険業法 第99条第2項 （中略）</p> <p>四 国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（前条第1項の規定により行う業務を除く。）であって、内閣府令で定めるもの</p>

【9章】

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況
9-14	<p>b. 租税特別措置法上の規定による積立方法</p> <p>② 火災、風水害 ……100分の2に相当する金額以下の金額を…… （但し、令和6年度までは、異常危険準備金の無税残高がその年度における正味収入保険料の30%を超えていなければ10%）</p> <p>③ 動産総合、建設工事、貨物、運送 ……100分の2に相当する金額以下の金額を…… （但し、令和6年度までは、異常危険準備金の無税残高がその年度における正味収入保険料の30%を超えていなければ6%）</p>	<p>税制改正により、特例積立率は令和9年度（2027年度）まで3年間延長されている（但し、令和9年度までは、火災、風水害、動産総合、建設工事、貨物、運送、賠償責任に係る異常危険準備金の無税残高がその年度におけるこれら保険の正味収入保険料の30%を超えていない場合に限る）。</p>
9-15	<p>b. 租税特別措置法上の規定による取崩方法</p> <p>② 火災、風水害 ……100分の50を乗じて……</p> <p>③ 動産総合、建設工事、貨物、運送 ……100分の50を乗じて……</p> <p>④ 賠償責任 ……100分の50を乗じて……</p>	<p>火災・風水害グループ、動産総合・建設工事・貨物・運送グループおよび賠償責任については、各グループ単位での計算から改正され、火災・風水害、動産総合・建設工事・貨物・運送および賠償責任を一つの区分として計算する形に変更されている。</p> <p>さらに、前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額で、異常災害損失の額に相当する金額（各事業年度において支払った、または支払うべきことの確定した保険金の総額（当該事業年度において収入した、または収入すべきことの確定した再保険金がある場合にはその</p>

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況
		金額を控除した金額)が、当該事業年度の正味収入保険料に <u>100分の55</u> を乗じて計算した金額を超える場合、その超える金額)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。(租税特別措置法施行令第33条の2第10項第2号)
9-16	<p>c. 10年洗替による取崩方法</p> <p>税法上の積立てが認められている全種目とも各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額のうち同日前10年以前に終了した事業年度において積み立てた金額がある場合には当該金額のうち政令で定める金額は、当該各事業年度の所得の計算上、益金の額に算入する。(租税特別措置法第57条の5第7項)</p> <p>政令で定める金額とは、船舶・航空グループについては当該積立金額、火災・風水害グループ、動産総合・建設工事・貨物・運送グループおよび賠償責任については当該積立金額と、次のイ・ロの残額とのうちいずれか少ない金額とする。ただし、異常災害損失、事業の廃止等で益金の額に算入すべき金額があるときは、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されたものとして計算するものとする。(租税特別措置法施行令第33条の2第14項)</p> <p>イ 当該事業年度終了の日における当該保険に係る前事業年度から繰り越された額から異常災害損失の取崩しを控除し、当該事業年度に積み立てた(損金算入した)額を加えたもの。</p> <p>ロ 当年度正味収入保険料に、100分の30を乗じて計算した金額。</p>	<p>火災・風水害グループ、動産総合・建設工事・貨物・運送グループおよび賠償責任については、各グループ単位での計算から改正され、火災・風水害、動産総合・建設工事・貨物・運送および賠償責任を一つの区分として計算する形に変更されている。</p> <p>(租税特別措置法施行令第33条の2第15項)</p>

【10章】

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況
10章全般		<p>保険基本原則（ICP）は、2024年12月に改定版が採択されている。本テキストは改定以前のICPに基づき作成しているが、リスク管理およびERMの考え方・枠組みを学習するうえでは、現行のテキスト記</p>

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況
		<p>載内容を使用することで問題ない。</p> <p>一部、テキストの見直しが必要な箇所のみ、本対比表において記載する。</p>
10-14	<p>コンダクトリスク、法的リスク、政治リスク、風評リスク、戦略的リスク <u>およびグループリスクなどのその他のリスク</u>を含めることもある。</p>	<p>ICP の 2024 年改定版で文言が変更されている。</p> <p>コンダクトリスク、法的リスク、政治リスク、風評リスク、戦略的リスク、<u>グループリスク、気候関連リスクおよびその他のエマージングリスク</u>を含めることもある。</p>
10-14～ 10-15	<p>保険会社は、異なるリスクの発生源およびその影響を考慮し、リスク・エクスポージャー間の関係性を評価すべきである。そうすることで、保険会社は、ガバナンス、統制機能および事業部門における長所と短所の両方をよりよく識別することができる。</p> <p>また、顕在化した場合に保険会社の事業に重大な脅威をもたらす可能性がある外部のリスク要因を評価すべきである。</p>	<p>ICP の 2024 年改定版で文言が追加されている。</p> <p>保険会社は、異なるリスクの発生源およびその影響を考慮し、リスク・エクスポージャー間の関係性を評価すべきである。そうすることで、保険会社は、ガバナンス、統制機能および事業部門における長所と短所の両方をよりよく識別することができる。<u>保険会社は、リスク管理に関する方針・技術・実務を（必要に応じて組織構造を変更した上で）活用・改善すべきである。</u>また、顕在化した場合に保険会社の事業に重大な脅威をもたらす可能性がある外部のリスク要因を評価すべきである。<u>特に、合理的に予測可能なエマージングリスクの出現や、既存のリスクの原因や重要性の変化（例えば、気候関連リスクや地政学的な動向など）について注意を払うべきである。</u></p>
10-30	10.2.2 日本のソルベンシー規制（ソルベンシー・マージン制度）	<p>2026年3月末基準から、経済価値ベースの基準にアップデートされることに伴い、旧基準に関する現行テキストの記載は削除される。</p> <p>金融庁のホームページにおいて示された資料「経済価値ベースのソルベンシー規制の概要（2025年7月23日付）」より一部を抜粋する。</p>

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況
		<p>新規制を導入する意義については、次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者保護：保険会社の中長期的な健全性をフォワードルッキングに反映できる規制を導入することにより、リスクが発現した場合にも保険債務を履行できるだけの支払能力の確保を求め、契約者の保護を図る。 ・保険会社のリスク管理の高度化：既に経済価値ベースの考え方を取り入れている会社については、内部管理上の指標と規制上の指標の整合性の向上、未だ経済価値ベースの考え方を取り入っていない会社については、経済価値ベースに基づくリスク管理の導入の促進が期待される。 ・消費者・市場関係者等への情報提供：経済価値ベースの統一的な基準に基づく情報開示を行うことで、一定の比較可能性を持った形で財務の健全性に関する情報提供が充実し、保険会社と外部のステークホルダーとの対話を通じて、保険会社の経営へのガバナンス・規律付けが向上することが期待される。 <p>新たな基準を構成する「3つの柱」については、次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1の柱（ソルベンシー規制）：ソルベンシー比率に関する一定の共通基準を設け、契約者保護のためのバックストップとして監督介入の枠組みを定める（基本的な構造はICSと共通）。 ・第2の柱（内部管理と監督上の検証）：第1の柱で捉えきれないリスクも捕捉し、保険会社の内部管理を検証しその高度化を促進する。 ・第3の柱（情報開示）：保険会社と外部のステークホルダーとの間の適切な対話を促し、ひいては保険会社に対する適正な規律を働かせる。

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況
		<p>第1の柱 標準モデルの主な論点については、次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済価値ベースの保険負債や各リスクの計算方法などの標準モデルについては、有識者会議における議論を踏まえ、国際資本基準(ICS)と基本的な構造を共通としつつ、国内規制として相応しいものとなるよう必要な範囲でICSの仕様を修正することとしている。 ・経済価値ベースのソルベンシー規制においては、例えば、以下の論点についてICSの仕様とは異なる取扱いとしている。 ・ICSにおける生命保険リスク及び損害保険リスクは、国際的に活動する大規模な保険グループを中心としたデータに基づいたリスク係数等となっているが、中小社を含む本邦の保険会社の特性を反映するため、各社の実績データを踏まえてこれらの係数を修正している。 <p>第1の柱 内部モデルの活用の論点については、次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規制導入時には、自然災害リスクのみを内部モデルの対象とする。ただし、将来的には、優先度に応じて段階的にスコープの拡大を検討する。 ・内部モデルの適用は、一定の基準に基づく当局による審査及び承認後のモニタリングを前提とする。 <p>ESRに関する検証の枠組みの論点については、次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ESR及びその計算に用いる保険負債の計算に係る内部の検証態勢について、検証機能の役割、資格要件、独立性及び適格性要件等を設定。 ・外部専門家による検証について、経済価値バランスシートへの合理的保証業務を導入。

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況				
		<p>第2の柱の主な論点については、次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流動性リスクを含む第1の柱では捉えきれないリスクの把握・分析や内部管理の高度化に関するモニタリングの充実を図る。そのため、保険会社に提出を求めるデータの整備等を行う。 <p>第3の柱の主な論点については、次の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①所要資本・適格資本、②バランスシート、③感応度分析、④変動要因分析等の定量情報、及び、計算前提や手法に係る事項等の定性情報について法定開示とし、定量情報については、一定の様式を定める。 				
10-31～	(1)単体ソルベンシー・マージン基準	<p>2026年3月末基準から、経済価値ベースの基準にアップデートされることに伴い、旧基準に関する現行テキストの記載は削除される。本対比表において、経済価値ベースの基準のマージンやリスクの計算方法の詳細の記載は省略する。</p>				
10-54～	(2)連結ソルベンシー・マージン基準	<p>2026年3月末基準から、経済価値ベースの基準にアップデートされることに伴い、旧基準に関する現行テキストの記載は削除される。本対比表において、経済価値ベースの基準のマージンやリスクの計算方法の詳細の記載は省略する。</p>				
10-58～	(3)日本の早期是正措置制度	<p>2026年3月末基準から、経済価値ベースの基準にアップデートされることに伴い、旧基準に関する現行テキストの記載は削除される。新たな早期是正措置制度の概要は次の通り。</p> <table border="1" data-bbox="1245 1246 2128 1489"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1245 1246 1429 1294">非対象区分</td> <td data-bbox="1429 1246 2128 1294">水準：100%以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 1294 1429 1489">第一区分</td> <td data-bbox="1429 1294 2128 1489"> 水準：100-70% ・改善計画の提出及びその実行の命令 監督指針上は原則1年以内に100%以上に回復すべき旨を規定 </td> </tr> </tbody> </table>	非対象区分	水準：100%以上	第一区分	水準：100-70% ・改善計画の提出及びその実行の命令 監督指針上は原則1年以内に100%以上に回復すべき旨を規定
非対象区分	水準：100%以上					
第一区分	水準：100-70% ・改善計画の提出及びその実行の命令 監督指針上は原則1年以内に100%以上に回復すべき旨を規定					

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況	
		第二区分	水準：70-35% ・保険金等の支払い能力の充実に資する各種措置に係る命令 監督指針上は原則6ヵ月以内に70%以上に回復すべき旨を規定
		第三区分	水準：35%未満 ・期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令 監督指針上は原則3ヵ月以内に35%以上に回復すべき旨を規定
10-64	2019年11月にはICS Ver2.0（Insurance Capital Standard Version 2.0 for the monitoring period）という基準が策定され、2020年1月から当該基準に基づく5年間のモニタリングが <u>実施されている。ICSは2024年に最終化が予定されている。</u>	2019年11月にはICS Ver2.0（Insurance Capital Standard Version 2.0 for the monitoring period）という基準が策定され、2020年1月から当該基準に基づく5年間のモニタリングが <u>実施された。このモニタリングの結果を踏まえて、2024年12月に開催されたIAIS年次総会において、規定資本要件（Prescribed Capital Requirement）としてのICSが正式に採択された。</u>	
10-67～	(3) 日本におけるソルベンシー規制の見直し	見直しが完了したため、現行テキストの記載は削除される予定。	

【11章】

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況	
11章全般		2026年3月末基準から、ソルベンシー規制が経済価値ベースの基準にアップデートされることに伴い、「保険金等の支払能力の充実の状況」に関する確認が、保険計理人の確認事項から関与事項に移行している（2026年3月31日施行）。	
11-50	損保計理人が関与すべき事項のうち、法令上規定されているものについては、「 <u>(1)</u> 保険計理人の選任および関与事項」で説明済みであるが、(略)	損保計理人が関与すべき事項のうち、法令上規定されているものについては、「 <u>11.4.1</u> 保険計理人の選任および関与事項」で説明済みであるが、(略)	

【付録A】

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況
A-32	<p>a. ハザード評価</p> <p>過去の統計に現れないような未発生の巨大リスクとして、<u>全国109の1級河川</u>を評価対象河川とし、評価対象河川においてある再現期間以上の降雨によって河川の水位が上昇し、河川を流れる水が氾濫したことにより浸水被害が発生する外水氾濫による保険事故を想定する。</p> <p>ハザードである浸水深については、<u>109の1級河川</u>のうち、災害時に大きな被害が想定される5河川については、洪水氾濫シミュレーション（流出計算、河川流下計算、破堤計算、氾濫計算の4つのステップによる）を用い、<u>残りの104河川</u>については<u>国土交通省の各河川事務所が実施している洪水氾濫シミュレーションの結果をデータ化することにより定量化している</u>。洪水氾濫シミュレーションにおける再現期間別の確率降雨量については、国土交通省の各河川の「河川整備基本方針・河川整備計画」で示されている基準点上流の流域平均n日間降雨量の降雨確率図を参考に、再現期間150年、200年、300年、500年、1,000年の確率降雨量を計算している。</p>	<p>a. ハザード評価</p> <p>過去の統計に現れないような未発生の巨大リスクとして、<u>全ての1級河川（109河川）および一部の2級河川（約2,000河川）</u>を評価対象河川とし、評価対象河川においてある再現期間以上の降雨によって河川の水位が上昇し、河川を流れる水が氾濫したことにより浸水被害が発生する外水氾濫による保険事故を想定する。</p> <p>ハザードである浸水深については、<u>評価対象河川</u>のうち、災害時に大きな被害が想定される5河川については、洪水氾濫シミュレーション（流出計算、河川流下計算、破堤計算、氾濫計算の4つのステップによる）を用い、<u>残りの河川</u>については<u>国土交通省等の洪水氾濫シミュレーション結果を用いている</u>。<u>上記5河川の洪水氾濫シミュレーション</u>における再現期間別の確率降雨量については、国土交通省の各河川の「河川整備基本方針・河川整備計画」で示されている基準点上流の流域平均n日間降雨量の降雨確率図を参考に、再現期間150年、200年、300年、500年、1,000年の確率降雨量を計算している。</p>

【付録B】

該当頁	記載内容（現行）	2026年2月28日時点の状況
B-10	<p>⑩ ソルベンシー・マージン比率</p>	<p>2026年4月以降は、2026年3月末から適用開始となる経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率で比較することが考えられる。</p>